

岐阜県中小企業家同友会との懇談会の開催について

平成27年7月17日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、岐阜県中小企業家同友会との懇談会を次のとおり開催することとしました。

(注) 岐阜県中小企業家同友会との懇談会の開催は、今回が最初です。

1 日 時

平成27年7月24日(金) 17:00~18:00

2 場 所

岐阜県中小企業家同友会 会議室
(岐阜市水主町1丁目176-2)

3 次 第

- (1) 業務説明(公正取引委員会の最近の活動状況等)
- (2) 懇 談(公正取引委員会に対する意見・要望等)

4 出席者

岐阜県中小企業家同友会 役員等
公正取引委員会事務総局 中部事務所 総務管理官

※ 懇談会当日の取材を御希望の報道機関におかれましては、あらかじめ当事務所に御一報の上、御自由に会場へお入りください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所総務課 電話 052-961-9421(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/